令和6年度年末年始地域支えあい事業助成希望団体 募集要項

この助成は「歳末たすけあい募金」を財源としています。

交流や学習活動を通じて地域での集い場作り、見守り活動の実施や充実、地域での話し合いの場づくりなど「みんなで支えあうあったかい地域づくり」のきっかけとしてこの助成をご活用下さい。

1 助成目的

誰もが『安心して年末年始が過ごせる地域』『じぶんの町を良くするしくみ』を目指して、地域住民が主体となって行う地域福祉活動に対し、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」の推進を図ることを目的に助成を行います。

2 助成対象の団体

- ①自治会 ②シニアクラブ ③婦人会 ④子ども会
- ⑤播磨町内で住民の福祉の向上に寄与することを目的に10人以上で活動する団体
- ⑥その他、社会福祉協議会が認めた団体
- ※ふれあい・いきいきサロンは対象となりません。

3. 内容と助成額

内 容 概ね10人以上で実施し、下記2点を反映した地域交流活動

例:世代間交流事業・障害者交流事業・高齢者交流事業・ 子育て支援交流事業

- ① 自治会、シニアクラブ、婦人会、子ども会等においては、単に現会員の 交流を目的とするものではなく、地域で支援や見守りが必要な方、新た に参加してもらいたい方などが積極的に参加できるように企画し、必ず 自治会回覧等で現会員だけでなく広く参加の呼びかけ等のPRを行なっ てください。
- ② 単に交流だけでなく、プログラムの中に次の内容等の話し合う機会を設けてください。
 - 例)・生活する上での不安や困りごと。
 - ・どのような方に見守り活動が必要なのか。また住民ができる見守 り活動とは。
 - ・地域で出来る子育て支援
 - ・災害が起きた時の地域での取り組みやそのための普段からの取り 組めること。
 - ・みんなで作る簡単手作り防災グッズ
 - ・安心して暮らすことができる地域(自治会)とは。
 - ・閉じこもっている方に、行事に出てきてもらうための工夫。

対象事業の 実施期間	令和6年12月1日 ~令和7年2月28日	
助成額	30,000円を上限とする。 (活動にかかる経費90%以内 ※1,000円未満切捨)	

留 意 点

- ① 申請書は必ず事業実施前にご提出ください。
- ② 次の経費については、助成の対象外となります。
 - ・運営に関わる方による打ち合わせ会や反省会などの飲食費 (※交流活動としての飲食費は助成対象とします。)
 - ・アルコールなどの嗜好品
 - ・グループメンバーが講師になって行う場合の講師料・交通費、人件費など活動者 のみでの経費
- ③ 助成は総活動経費の90%以内(※1,000円未満切捨)を上限とします。
 - (例) 30,000円の助成を受けたが、総活動経費が31,500円だった場合。
 - 1) 31,500円×0.9=28,350円→(1,000円未満切捨)

助成額は28.000円

- 2) 30,000円-28,000円=2,000円の返金
- ※返金の際は福祉しあわせセンター窓口までお越しください。
- ④ 助成金は団体の銀行口座への振込みとしますので、個人名義の口座への振込みや窓口での現金でのお渡しはしません。
- ⑤ 助成を受ける活動に関しては、必ず下記の文章により、「歳末たすけあい運動」の助成を受けていることをチラシ(回覧)や会報、当日のあいさつ等で住民の方に周知してください。 周知していただいたチラシ(回覧)や会報を、報告書とともにご提出願います。

(PRの文例)

~ つながり ささえあう みんなの地域づくり ~

この事業は、共同募金運動の一環として展開される「歳末たすけあい運動」で、播磨町共同募金委員会に寄せられた募金を財源とした『年末年始地域支えあい事業』より助成を受け、実施します。

4. 助成の手順

①申込方法

助成を希望する団体は、下記の書類を播磨町社会福祉協議会までご提出ください。

□ 申請書

□ 会則

(※「2 助成対象の団体に記載されている⑤あるいは⑥に該当する団体 のみ提出してください)

□ 振込口座の通帳コピー(団体名義のもの。個人名義のものは不可)

☆申込受付期間と助成決定、助成金の振込予定日、報告の期日

受付期間	助成決定日	振込予定日	報告
11/5~11/29 受付分	12/9	12/16	
11/30~12/20 受付分	12/27	1/8	活動終了後速やかに 最終報告期日 令和7年3月10日(月)
12/21~1/17 受付分	1/24	1/31	

②助成の決定

文書で各団体に通知し、指定の口座に振込みます。

③報告の方法

活動終了後、速やかに下記の書類を社会福祉協議会に提出してください。

- □ 報告書
- □ 活動時の写真2枚

(※活動事例紹介や社協だより等での広報活動に使用させていただく場合があります。)

- □ 領収書のコピー
- □ 歳末たすけあい運動の助成を受け実施していることをPRしたチラシ・会報等

5. 新型コロナウイルス等流行疾患発生時の活動について

状況に応じて「換気」・「消毒」・「マスクの着用」等の感染予防対策をして実施してください。

6. お申し込み・お問い合わせ

播磨町社会福祉協議会

加古郡播磨町南大中1丁目8-41 播磨町福祉しあわせセンター内

TEL 079-435-1712 FAX 079-436-5610

E-mail info@harima-wel.or.jp

申請・報告様式等は、ホームページから ダウンロードすることもできます。

播磨町社会福祉協議会 Click!!



